

商 品 説 明 書

変動金利定期預金

※この「商品説明書」は、変動金利定期預金の商品内容の概要を記載したものです。

詳しくは「変動金利定期預金規定」および「定期預金共通規定」をご覧ください。

※本説明書は、令和元年10月1日現在の概要を記載したものであり、当組合は、これらの事項を将来に渡って本説明書記載のとおり維持する義務を負うものではありません。

1. 商品名	変動金利定期預金
2. ご利用いただける方	法人および個人のおお客様 (ただし複利型は個人のおお客様のみとなります。)
3. 預入期間	【単利型】 ・定型方式：1年、2年、3年 満期日指定方式：1年超3年未満での満期日の指定もできます。 【複利型】 ・定型方式：3年 定型方式は、自動継続（利息受取型または元金成長型）のお取扱いができます。
4. 預入	
(1) 預入方法	一括してお預け入れいただきます。
(2) 預入金額	1,000円以上
(3) 預入単位	1円単位
5. 払戻方法	満期日以降に一括して払い戻しいたします。
6. 利息	
(1) 適用利率	この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヶ月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6ヶ月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当組合所定の利率を加える方式により算定します。 (金利は、各営業店へお尋ねいただくか、ホームページをご覧ください。)
(2) 利払方法	【複利型の場合】 半年複利で計算し、満期日以後に一括してお支払いいたします。 【単利型の場合】 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヶ月ごとの応答日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」という。）および証書または通帳記載の中間利払利率（前記（1）により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨て）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、各中間利払日以後に支払います。中間利払の方式は、現金払い・口座振替のいずれかをご契約時にご選択いただけます。
(3) 計算方式	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算。
(4) 税金	・個人のおお客様は、利息に対し20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。 ※ただし、マル優を利用の場合は除きます。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）

	<p>となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人（非課税法人を除く）のお客様は、利息に対し総合課税が適用されます。
7. 手数料	
8. 中途解約の取扱い	<p>【複利型の場合】</p> <p>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切り捨て）により、1年ごとに複利計算した利息とともに払戻しします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6ヶ月未満 解約日における普通預金利率 ・6ヶ月以上1年未満 約定利率×40% ・1年以上1年6ヶ月未満 約定利率×50% ・1年6ヶ月以上2年未満 約定利率×60% ・2年以上2年6ヶ月未満 約定利率×70% ・2年6ヶ月以上3年未満 約定利率×90% <p>※1年以上3年未満は満期日を指定しない場合に限りです。</p> <p>【単利型の場合】</p> <p>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切り捨て）により、計算した利息とともに払戻しします。</p> <p>①契約が1年以上3年未満のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率 ・6ヶ月以上1年未満 約定利率×50% ・1年以上3年未満 約定利率×70% <p>②契約が3年のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率 ・6ヶ月以上1年未満 約定利率×40% ・1年以上1年6ヶ月未満 約定利率×50% ・1年6ヶ月以上2年未満 約定利率×60% ・2年以上2年6ヶ月未満 約定利率×70% ・2年6ヶ月以上4年未満 約定利率×90%
9. 付加できる特約事項	<p>(1) マル優 マル優制度の条件を満たす個人のお客様はご利用いただけます。</p> <p>(2) 総合口座 個人のお客様で自動継続をご利用の場合は、総合口座の担保とすることができます。 貸越利率：担保定期預金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率 貸越極度額：他の定期性預金担保分を合算した金額の90%、または300万円のいずれか少ない金額。</p>
10. その他参考となる事項	<p>(1) 期限後利息 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</p> <p>(2) 通帳・証書 通帳もしくは証書を発行します。</p> <p>(3) 預金保険制度 本商品は預金保険制度の対象です。（預金保険制度により保護される他の預金と合算して、預金者一人あたり元本1,000万円までとその利息が保護されます。） 詳しくは、各営業店へお問い合わせください。</p>
11. 苦情処理措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはお客様相談室（総務課）にお申し出ください。 <p>【お客様相談室（総務課）】</p> <p>受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）</p> <p>受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>電 話：045-641-2904</p> <p>所 在 地：〒231-0013 横浜市中区住吉町6-68-2</p> <p>なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.shikashin.co.jp</p>

12. 紛争解決措置	<p>・紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、当組合お客様相談室（総務課）またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】</p> <p>受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受 付 時 間：午前9時～午後5時 電 話：03-3567-2456 所 在 地：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5</p> <p>なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。</p> <p>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 例えば、横浜弁護士会の紛争解決センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の紛争解決センターで手続を進めることができます。</p> <p>横浜弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）</p> <p>※移管調停は、全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p>
------------	---